

○農林水産省令第三十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項、第七条第一項第一号及び第十六条の六の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後			改 正 前		
別表一（第三条関係）			別表一（第三条関係）		
第一（略） 第二 有害植物 一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物	第一（略）		第一（略）		
	第二（略）		第二（略）		
	（略）		（略）		
	（一）細菌	<i>Acidovorax citrulli</i> （スイカ果実汚斑細菌病菌）	（一）細菌	<i>Acidovorax avenae subsp. citrulli</i> （スイカ果実汚斑細菌病菌）	
	（三・四）（略）	（略）	（三・四）（略）	（略）	
別表一の二（第五条の二関係）			別表一の二（第五条の二関係）		
地 域	植物又は指定物品	基 準	地 域	植物又は指定物品	基 準
一（略）	（略）	（略）	一（略）	（略）	（略）
二（略）	あさ、アトリプレクス・ロセア、アルファルファ、えぞすずしろもどき、エルカ・ウエシカリア、おらんだふうろ、からたち、ギリア・ミヌティフロラ、クリサンテムム・マクシムム、こしながわはぎ、サルソラ・ペステイフェル、シンプリウム・イリオ、シトロフォーチユネラ・ミクロカルバ、すべりひゅもどき、せいようわさび、だいこん、だいこんもどき、たまねぎ、ティデストロミア・ラ	（略）	二（略）	アトリプレクス・ロセア、アルファルファ、えぞすずしろもどき、エルカ・ウエシカリア、おらんだふうろ、からたち、ギリア・ミヌティフロラ、クリサンテムム・マクシムム、こしながわはぎ、サルソラ・ペステイフェル、シンプリウム・イリオ、シトロフォーチユネラ・ミクロカルバ、すべりひゅもどき、せいようわさび、だいこん、だいこんもどき、たまねぎ、ティデストロミア・ラヌギノ	（略）

十一 十五 (略)	十 (略)	九 (略)	八 (略)	三 七 (略)	
(略)	えんどうの生植物(果実を除き、種子を含む)であつて栽培の用に供するもの	(略)	(略)	(略)	ヌギノサ、とうがらし、トマト、にせからくさけまん、にんじん、のはらがらし、はたざおがらし、フナストルム・ヒルテルム、ペクティス・パボツサ、ほうれんそう、やりのほあかぎ、レビディウム・ラシオカルプム、あかぎ属植物、あぶらな属植物、あま属植物、アリッスム属植物、キスツス属植物、ぎよりゆう属植物、きんかん属植物、くこ属植物、ジゴフィルム属植物、シトロシラス属植物、せいようふうちようそう属植物、のうぜんはれん属植物、ばら属植物、ひやくにちそう属植物、ひゆ属植物、ふうろそう属植物、ふだんそう属植物、ペチュニア属植物、マツテイオラ属植物及びみかん属植物の生茎葉
(略)	(略)	(略)	輸出国の政府機関により行われた次のいずれかの検査の結果 <i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトウルモザイクウイルス) に侵されていないこと。 一 (略) 二 適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査	(略)	

十一 十五 (略)	十 (略)	九 (略)	八 (略)	三 七 (略)	
(略)	えんどうの種子であつて栽培の用に供するもの	(略)	(略)	(略)	サ、とうがらし、トマト、にせからくさけまん、にんじん、のはらがらし、はたざおがらし、フナストルム・ヒルテルム、ペクティス・パボツサ、ほうれんそう、やりのほあかぎ、レビディウム・ラシオカルプム、あかぎ属植物、あぶらな属植物、あま属植物、アリッスム属植物、キスツス属植物、ぎよりゆう属植物、きんかん属植物、くこ属植物、ジゴフィルム属植物、シトロシラス属植物、せいようふうちようそう属植物、のうぜんはれん属植物、ばら属植物、ひやくにちそう属植物、ひゆ属植物、ふうろそう属植物、ふだんそう属植物、ペチュニア属植物、マツテイオラ属植物及びみかん属植物の生茎葉
(略)	(略)	(略)	輸出国の政府機関により行われた次のいずれかの検査の結果 <i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトウルモザイクウイルス) に侵されていないこと。 一 (略) 二 適切な血清学的診断法による検査	(略)	

別表二（第九条関係）

地 域	植 物	備考（対象とする検疫有害動植物）
一（略） 二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、オマーン、アゼルバイジャン、アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ共和国、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マイヨット、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レユニオン、ガイアナ、スリナム、フランス領ギアナ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア	（略）	（略）

別表二（第九条関係）

地 域	植 物	備考（対象とする検疫有害動植物）
一（略） 二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、オマーン、アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ共和国、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マイヨット、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レユニオン、スリナム、フランス領ギアナ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア	（略）	（略）

十六 大韓民国、中華人民共和國、パキスタン、イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフ	五〇十五 (略)	四 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アフガニスタン、イラン、オマーン、ウガンダ、エチオピア、カメルーン、ガンビア、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、モリシャス、レユニオン、オーストラリア領クリスマス島、ソロモン、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア	三 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

十六 大韓民国、中華人民共和國、イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、	五〇十五 (略)	四 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アフガニスタン、ウガンダ、エチオピア、カメルーン、ガンビア、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、モリシャス、レユニオン、オーストラリア領クリスマス島、ソロモン、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア	三 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

スタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド	(略)	(略)
十七 (略)	十八 (略)	(略)
あかてつ、アビウ、あんず、イエローピタヤ（付表第八十五に掲げるものを除く。）、いちじく、カンボマネシア・キサントカルパ、キウイフルーツ、くだものどけい、クリソフィラム・ゴノカルプム、こだちとまと、これんし、さくらんぼ、ざくろ、サボジラ、ジジフス・ジョアゼイロ、ズエラニア・ガイドニア、すもも、せいようなし、パパイア（付表第八十四に掲げるものを除く。）、びわ、フェイジョア、まるきんかん、マンゴウ（付表第四十三、第五十一、第五十三及び第八十七に掲げるものを除く。）、もも、ももたまな、かき属植物、きいちご属植物（付表第八十二に掲げるものを除く。）、コーヒーノキ属植物、すのき（こ	(略)	(略)

キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド	(略)	(略)
十七 (略)	十八 (略)	(略)
あかてつ、アビウ、あんず、イエローピタヤ（付表第八十五に掲げるものを除く。）、いちじく、カンボマネシア・キサントカルパ、キウイフルーツ、くだものどけい、クリソフィラム・ゴノカルプム、こだちとまと、これんし、さくらんぼ、ざくろ、サボジラ、ジジフス・ジョアゼイロ、ズエラニア・ガイドニア、すもも、せいようなし、パパイア（付表第八十四に掲げるものを除く。）、びわ、フェイジョア、まるきんかん、マンゴウ（付表第四十三、第五十一、第五十三及び第八十七に掲げるものを除く。）、もも、ももたまな、かき属植物、きいちご属植物（付表第八十二に掲げるものを除く。）、コーヒーノキ属植物、すのき（こ	(略)	(略)

別表二の二(第九条関係)			
地	域	植	物
一五 (略)	(略)	(略)	(略)
六 インド、インドネシア、カ ンボジア、シンガポール、ス リランカ、タイ、台湾、中華 人民共和国、ネパール、パキ スタン、バングラデシュ、フィ リピン、ブータン、ベトナム、 香港、マレーシア、ミャン マー、モルディブ、ラオス、 アラブ首長国連邦、イエメン、 イラン、オマーン、ウガンダ、 エスワティニ、ケニア、ジン バブエ、セーシェル、タンザ ニア、ナイジェリア、南アフ リカ共和国、アメリカ合衆国、 バミューダ諸島、アルゼンチ ン、エクアドル、エルサルバ ドル、ガイアナ、グアテマラ、 コスタリカ、クロンビア、ス リナム、ニカラグア、西イン ド諸島、パナマ、ブラジル、 フランス領ギアナ、ペネズエ ラ、ベリーズ、メキシコ、オー ストラリア領クリスマス島、 パプアニューギニア、ハワイ 諸島	(略)	(略)	(略)
十九二十三 (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)
けもも 属植物(付表第八十三に掲げるものを除く)、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ぶどう属植物(付表第七十九及び第八十に掲げるものを除く)、ふともも属植物、みかん属植物(メキシカンライム及びレモン並びに付表第三十九、第六十五及び第八十一に掲げるものを除く)、ユーゲニア属植物及びりんご属植物の生果実			

別表二の二(第九条関係)			
地	域	植	物
一五 (略)	(略)	(略)	(略)
六 インド、インドネシア、カ ンボジア、シンガポール、ス リランカ、タイ、中華人民共 和国、ネパール、パキスタン、 バングラデシュ、フィリピン、 ブータン、ベトナム、香港、 マレーシア、ミャンマー、モ ルディブ、ラオス、アラブ首 長国連邦、イエメン、イラン、 オマーン、ウガンダ、エスワ ティニ、ケニア、ジンバブエ、 セーシェル、タンザニア、南 アフリカ共和国、アメリカ合 衆国、バミューダ諸島、アル ゼンチン、エクアドル、エル サルバドル、ガイアナ、グア テマラ、コスタリカ、クロン ビア、スリナム、ニカラグア、 西インド諸島、パナマ、ブラ ジル、フランス領ギアナ、ペ ネズエラ、ベリーズ、メキシ コ、オーストラリア領クリス マス島、パプアニューギニア、 ハワイ諸島	(略)	(略)	(略)
十九二十三 (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)
けもも 属植物(付表第八十三に掲げるものを除く)、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ぶどう属植物(付表第七十九及び第八十に掲げるものを除く)、ふともも属植物、みかん属植物(ライム及びレモン並びに付表第三十九、第六十五及び第八十一に掲げるものを除く)、ユーゲニア属植物及びりんご属植物の生果実			

十二 (略)	八十一 (略)	七 インド、タイ、台湾、中華人民共和國、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ミャンマー、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、英領チャネル諸島、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アフリカ、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア	(略)
		(略)	(略)
十二 (略)	八十一 (略)	七 インド、台湾、中華人民共和國、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ミャンマー、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、英領チャネル諸島、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アフリカ、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア	(略)
		(略)	(略)

	十三 (略)
シア・ニティダ、ココやし、さいも、さとうきび、しょうが、しよくようかな、だいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしよ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい(さやのない種子を除く)、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしよ属植物、テーブルやし属植物、ばしよ属植物、フィロデンドロン属植物、プセファランドラ属植物、ふだんそう属植物及びほうらいしよ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの並びにアヌビアス属植物及びアンスリウム属植物の生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの	あきにれ、あさ、アセロラ、あぶらつばき、アラビアコーヒー、アングロニア・アングステイフオリア、えのきぐさ、エラエオカルプス・デキピエンス、エンテロロピウム・コントルティシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、オオバコエンドロ、オルモシア・ホシエイ、がじゆまる、カリスステモン・ウイミナリス、キャッサバ、きゆうり、きんぎよそう、くずうこん、くだものとかい、くちなし、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くろみぐわ、くわくさ、けいとう、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマンニアヌス、コエンドロ、こせんだんぐさ、ささげ、さつまいも、さんたんか、しまつなぞ、しまほおずき、しょうが、しょうじようそう、しょうじようぼく、じよおうやし、シロギニアヤム、
	(略)
	十三 (略)
シア・ニティダ、ココやし、さいも、さとうきび、しょうが、しよくようかな、だいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしよ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい(さやのない種子を除く)、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしよ属植物、ばしよ属植物、フィロデンドロン属植物、プセファランドラ属植物、ふだんそう属植物及びほうらいしよ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの並びにアヌビアス属植物及びアンスリウム属植物の生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供するもの	あきにれ、あさ、アセロラ、あぶらつばき、アラビアコーヒー、アングロニア・アングステイフオリア、えのきぐさ、エラエオカルプス・デキピエンス、エンテロロピウム・コントルティシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、オルモシア・ホシエイ、がじゆまる、カリスステモン・ウイミナリス、キャッサバ、きゆうり、きんぎよそう、くずうこん、くちなし、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くろみぐわ、くわくさ、けいとう、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマンニアヌス、こせんだんぐさ、ささげ、さつまいも、さんたんか、しまつなぞ、しまほおずき、しょうが、しょうじようそう、しょうじようぼく、じよおうやし、シロギニアヤム、しろこやまも、すいか、ステノケレウス・クエレタ
	(略)

十四、十八 (略) 十九 インド、インドネシア、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、マレーシア、イスラエル、トルコ、イタリア、北マケドニア共和国、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、トリニダード・トバゴ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム	(略)	
(略)	(略)	しろこやまもも、すいか、ステノケレウス・クエタロエンシス、せいようきらんそう、せんそう、ソラヌム・マクロカルボン、ソランドラ・マクシマ、だいでず、たばこ、たまさんご、だんどほろぎく、つるむらさき、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、てんさい、とうがらし、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、なんこくいぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、バオバブ、はなまき、ばらみつ、ばれいしよ、ばんじろう、ひめのうぜんかずら、ビルソニマ・キドニーフォリア、へちま、ペポかぼちや、ペリラ・フルテスケンス、めぼうき、モルス・セルティディフォリア、ユーフォルビア・ティルカリ、ユーフォルビア・トリゴナ、ユーフォルビア・ブニケア、ユーフォルビア・プロストラタ、ばしろう属植物、ヒロセレウス属植物、やぶらん属植物及びランプランツス属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの
1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Acidovorax citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) に侵されていないことが特記されていること。 一 栽培地におけること。 二 <i>Acidovorax citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	(略)	
十四、十八 (略) 十九 インド、インドネシア、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム	(略)	
(略)	(略)	ロエンシス、せいようきらんそう、せんそう、ソラヌム・マクロカルボン、ソランドラ・マクシマ、だいでず、たばこ、たまさんご、だんどほろぎく、つるむらさき、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、てんさい、とうがらし、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、なんこくいぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、バオバブ、はなまき、ばらみつ、ばれいしよ、ばんじろう、ひめのうぜんかずら、ビルソニマ・キドニーフォリア、へちま、ペポかぼちや、ペリラ・フルテスケンス、めぼうき、モルス・セルティディフォリア、ユーフォルビア・ティルカリ、ユーフォルビア・トリゴナ、ユーフォルビア・ブニケア、ユーフォルビア・プロストラタ、ばしろう属植物、ヒロセレウス属植物、やぶらん属植物及びランプランツス属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの
1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) に侵されていないことが特記されていること。 一 栽培地におけること。 二 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ	(略)	

二十、二十二 (略)	(略)	二 (略)	菌)を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。
二十三 (略)	(略)	(略)	
アガティス・アウストラリス、ア スバラガス・アクティフオリウ ス、アデノカルプス・ラインジイ、 アボカド、あめりかえのき、あめ りかさいかち、あめりかのうぜん かずら、あめりかのきび、あめり かふじ、あめりかむらさきしきぶ、 ありたそう、アルテルナンテラ・ テネラ、アルヌス・ロンビフォリ ア、アルビジア・ユリブリッシン、 アルブツス・ウネド、アレクトリ オン・エクスケルスス、イウア・ アンヌア、いたどり、いちじく、 いちよう、いぬびえ、いわだれそ う、ウイキア・ルドウイキアナ、 ウイブルヌム・ティヌス、うらじ ろあかめがしわ、エキウム・プラ ンタギネウム、エスカロニア・モ ンテビデンシス、えぞのへびいち ご、エリオケファルス・アフリカ ヌス、エリカ・キネレア、エレモ フィラ・マクラタ、エンケリア・ ファリノサ、おおあざみ、おきな わすめうり、おとめふうろ、お ひしば、オリガヌム・マヨラナ、 かき、ガザニア・リゲンス、かじ のき、かなむぐら、カマエクリス タ・ファスキクラタ、からすむぎ、 からたち、カリプトカルプス・ピ			

二十、二十二 (略)	(略)		二 (略)
二十三 (略)	アガティス・アウストラリス、ア スバラガス・アクティフオリウ ス、アデノカルプス・ラインジイ、 アボカド、あめりかえのき、あめ りかさいかち、あめりかのうぜん かずら、あめりかのきび、あめり かふじ、あめりかむらさきしき ぶ、あめりかやまぼうし、ありた そう、アルテルナンテラ・テネラ、 アルヌス・ロンビフォリア、アル ビジア・ユリブリッシン、アルブ ツス・ウネド、アレクトトリオン・ エクスケルスス、イウア・アンヌ ア、いたどり、いちじく、いちよ う、いぬびえ、いわだれそう、ウイ キア・ルドウイキアナ、ウイブル ヌム・ティヌス、うらじろあかめ がしわ、エキウム・プランタギネ ウム、エスカロニア・モンテビデ ンシス、えぞのへびいちご、エリ オケファルス・アフリカヌス、エ リカ・キネレア、エレモフィラ・ マクラタ、エンケリア・ファリノ サ、おおあざみ、おきなわすめ うり、おとめふうろ、おひしば、 オリガヌム・マヨラナ、かき、ガ ザニア・リゲンス、かじのき、か なむぐら、カマエクリスタ・ファ スキクラタ、からすむぎ、からた	(略)	果実汚斑細菌病 菌)を発見する ために適切と認 められる方法に よる検査が行わ れていること。

アリス・タツス、カロケファルス・ブラウニー、きぬげちちこぐさ、ぎよりゆうもどき、きんごじか、ぎんばいか、クリノボディウム・ネベタ、クロトン・セティゲルス、クロリス・ハロフィラ、げつけいじゆ、コエロラキス・キリンドリカ、ごくらくちようか、こしよぼく、こせんだんぐさ、こだちあさがお、こぬかぐさ、こはこべ、コリノカルプス・ラエウイガツス、コロニラ・ヴァレンティナ、さるおがせもどき、サルソラ・ツラグス、シジギウム・パニクラツム、シンシプリウム・イリオ、ジャランタ・ミモシフォリア、しろがねよし、しろざ、しんくりのいが、シンフィオトリクム・ディウアリカツム、すずめのかたびら、すべりひゆ、スベルマコセ・ラティフォリア、せいばんもろこし、せいようきつた、せいようきようちくとう、せいようたんぼぼ、せいようめしだ、セタリア・マグナ、ソフォラ・セクンディフロラ、だいこん、たちじやこうそう、ダツラ・ライティイ、たわだぎく、チャタルパ・タシユケンテンシス、つるうめもどき、つるめひしば、ディットリキア・ウイスコサ、テウクリウム・カピタツム、テータマツ、ときわさんざし、どくにんじん、とげちしや、なすな、なつづばき、なはかのこそう、なんてん、ネプツニア・ルテア、のりうつぎ、はいきんぼうげ、はうちわのき、はぜらん、パッシフロラ・フォエティダ、バーベナ・リトラリス、パラゴムノキ、はりえんじゆ、はりまつり、バルテニウム・ヒステロフォルス、ハロラギス・

ち、カリプトカルプス・ピアリス・タツス、カロケファルス・ブラウニー、きぬげちちこぐさ、ぎよりゆうもどき、きんごじか、ぎんばいか、グレヴィレア・ユニベリナ、クロトン・セティゲルス、クロリス・ハロフィラ、げつけいじゆ、コエロラキス・キリンドリカ、ごくらくちようか、こしよぼく、こせんだんぐさ、こだちあさがお、こぬかぐさ、こはこべ、コリノカルプス・ラエウイガツス、コロニラ・ヴァレンティナ、さるおがせもどき、サルソラ・ツラグス、シジギウム・パニクラツム、シンシプリウム・イリオ、ジャランタ・ミモシフォリア、しろがねよし、しろざ、しんくりのいが、シンフィオトリクム・ディウアリカツム、すずめのかたびら、すべりひゆ、スベルマコセ・ラティフォリア、せいばんもろこし、せいようきつた、せいようきようちくとう、せいようたんぼぼ、せいようめしだ、セタリア・マグナ、ソフォラ・セクンディフロラ、だいこん、たちじやこうそう、ダツラ・ライティイ、たわだぎく、チャタルパ・タシユケンテンシス、つるうめもどき、つるめひしば、ディットリキア・ウイスコサ、テウクリウム・カピタツム、テータマツ、どくにんじん、とげちしや、なすな、なつづばき、なはかのこそう、なんてん、ネプツニア・ルテア、のりうつぎ、はいきんぼうげ、はうちわのき、はぜらん、パッシフロラ・フォエティダ、バーベナ・リトラリス、パラゴムノキ、はりえんじゆ、はりまつり、バルテニウム・ヒステロフォルス、ハロラギス・エレク

エレクタ、ピスタシオノキ、ヒボカエリス・ブラシリエンシス、ファグナロン・サクサチレ、ファラリス・アングスタ、フクシア・マゲラニカ、ふくわばもくげんじ、プテリディウム・アクイリヌム、ぶな、フラングラ・アルヌス、ヘテロテカ・グランディフロラ、ヘテロメレス・アルブティフォリア、ほそはめはじき、ホホバ、マーガレット、マルウア・パルウイフロラ、マルビウム・ウルガレ、まんねんろう、みなとあかざ、むぎくさ、むくろじ、むらさきはじき、い、めぎ、メリキツス・ラミフロルス、メリコベ・テルナタ、メリタ・シンクライリー、メリッサ・オッフィキナリス、メレミア・マクロカリクス、メンタ・スアウエオレンス、モディオオラ・カロリニアナ、もみじばふう、モンテシアストルム・リネアレ、モンテシア・リネアリス、やつで、やぶちよろぎ、ユーゲニア・ミルティフォリア、ユニベルス・アシエイ、ゆりのき、ヨーロッパバグリー、ラヴァテラ・クレティカ、ラティビダ・コルムナリス、ルドヴィギア・グランディフロラ、レタマ、あかしあ属植物、あきのきりんそう属植物、アニサンサ属植物、あぶらな属植物、アルクトスタフィロス属植物、アンテイリス属植物、いぬたで属植物、いぼたのき属植物、いらくさ属植物、ヴァーノニア属植物、ウエストリンギア属植物、うまごやし属植物、うるし属植物、ウロクロア属植物、エウリオプス属植物、えにしだ属植物、エリオゴヌム属植物、エリシムム属植物、おおきせわた属植物、おおぼこ属

タ、ピスタシオノキ、ヒボカエリス・ブラシリエンシス、ひめいらくさ、ファグナロン・サクサチレ、ファラリス・アングスタ、フクシア・マゲラニカ、ふくわばもくげんじ、プテリディウム・アクイリヌム、ぶな、フラングラ・アルヌス、ヘテロテカ・グランディフロラ、ヘテロメレス・アルブティフォリア、ほそはめはじき、ホホバ、マーガレット、マルウア・パルウイフロラ、マルビウム・ウルガレ、まんねんろう、みなとあかざ、むぎくさ、むくろじ、むらさきはじき、い、めぎ、メリキツス・ラミフロルス、メリコベ・テルナタ、メリタ・シンクライリー、メリッサ・オッフィキナリス、メレミア・マクロカリクス、モディオオラ・カロリニアナ、もみじばふう、モンテシアストルム・リネアレ、モンテシア・リネアリス、やつで、やぶちよろぎ、ユーゲニア・ミルティフォリア、ユニベルス・アシエイ、ゆりのき、ラヴァテラ・クレティカ、ラティビダ・コルムナリス、ルドヴィギア・グランディフロラ、レタマ、あかしあ属植物、あきのきりんそう属植物、アニサンサ属植物、あぶらな属植物、アルクトスタフィロス属植物、アンテイリス属植物、いぬたで属植物、いぼたのき属植物、ヴァーノニア属植物、ウエストリンギア属植物、うまごやし属植物、うるし属植物、ウロクロア属植物、エウリオプス属植物、えにしだ属植物、エリオゴヌム属植物、エリシムム属植物、おおきせわた属植物、おおぼこ属植物、オステオスペルムム属植物、

植物、おおふともも属植物、オステオスペルムム属植物、おとぎりそう属植物、おなもみ属植物、おらんだふうろ属植物、オリープ属植物、かえで属植物、カッシア属植物、カマエシケ属植物、かやつりぐさ属植物、カリコトメ属植物、きいちご属植物、ぎしぎし属植物、きだちるりそう属植物、きび属植物、ぎようぎしは属植物、きんかん属植物、ぐみ属植物、くるみ属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くわ属植物、くわがたそう属植物、こじあおい属植物、こなら属植物、コニザ属植物、コーヒーノキ属植物、コプロスマ属植物、コロキア属植物、コロノプス属植物、さくら属植物、サツサフラス属植物、サルウィア属植物、さるすべり属植物、サントリナ属植物、しながわはぎ属植物、しのぶのき属植物、しやじくそう属植物、すいかずら属植物、すげ属植物、すずかけのき属植物、すずめのちやひき属植物、すずめのひえ属植物、すのき(こけもも)属植物、ストレプトカルパス属植物、スパルティウム属植物、せいようひるがお属植物、セネキオ属植物、センナ属植物、せんねんぼく属植物、ちからしば属植物、つた属植物、つゆくさ属植物、つるにちにちそう属植物、デイモルフオテカ属植物、とうだいぐさ属植物、どくむぎ属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とべら属植物、なす属植物、なつめやし属植物、にくきび属植物、にちにちそう属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、のげし属植物、のぶどう属植物、はしかぐ

おとぎりそう属植物、おなもみ属植物、おらんだふうろ属植物、オリープ属植物、かえで属植物、カッシア属植物、カマエシケ属植物、かやつりぐさ属植物、カリコトメ属植物、きいちご属植物、ぎしぎし属植物、きだちるりそう属植物、きび属植物、ぎようぎしは属植物、きんかん属植物、ぐみ属植物、くるみ属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くわ属植物、くわがたそう属植物、こじあおい属植物、こなら属植物、コニザ属植物、コーヒーノキ属植物、コプロスマ属植物、コロキア属植物、コロノプス属植物、さくら属植物、サツサフラス属植物、サルウィア属植物、さるすべり属植物、サントリナ属植物、しながわはぎ属植物、しのぶのき属植物、しやじくそう属植物、すいかずら属植物、すげ属植物、すずかけのき属植物、すずめのちやひき属植物、すずめのひえ属植物、すのき(こけもも)属植物、ストレプトカルパス属植物、スパルティウム属植物、せいようひるがお属植物、セネキオ属植物、センナ属植物、せんねんぼく属植物、ちからしば属植物、つた属植物、つゆくさ属植物、つるにちにちそう属植物、デイモルフオテカ属植物、とうだいぐさ属植物、どくむぎ属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とべら属植物、なす属植物、なつめやし属植物、にくきび属植物、にちにちそう属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、のげし属植物、のぶどう属植物、はしかぐさもどき属植物、バッカリス属植物、はなずおう属植物、はまあかざ属植物、

二十四 (略)		さもどき属植物、バツカリス属植物、はなすおう属植物、はまあかざ属植物、はまごう属植物、ばら属植物、はりえにしだ属植物、ばんじろう属植物、ひとつばえにしだ属植物、ひまわり属植物、ひめはぎ属植物、ひゆ属植物、フイリレア属植物、フオルミウム属植物、ぶたくさ属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、ブラキグロツティス属植物、ペカン属植物、ヘーベ属植物、ペラルゴニウム属植物、ヘリクリスム属植物、ヘンルーダ属植物、まつむしそう属植物、まめぐんばいなく属植物、ミオボルム属植物、みかん属植物、みずき属植物、みちやなぎ属植物、むかしよもぎ属植物、メガシルス属植物、めひしば属植物、もくれん属植物、もちのき属植物、やなぎ属植物、ユーカリノキ属植物、よもぎ属植物、ラウアンドウラ属植物、ルピナス属植物及びわすれぐさ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの
(略)		
二十四 (略)		はまごう属植物、ばら属植物、はりえにしだ属植物、ばんじろう属植物、ひとつばえにしだ属植物、ひまわり属植物、ひめはぎ属植物、ひゆ属植物、フイリレア属植物、フオルミウム属植物、ぶたくさ属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、ブラキグロツティス属植物、ペカン属植物、ヘーベ属植物、ペラルゴニウム属植物、ヘリクリスム属植物、まつむしそう属植物、まめぐんばいなく属植物、ミオボルム属植物、みかん属植物、みちやなぎ属植物、むかしよもぎ属植物、メガシルス属植物、めひしば属植物、もくれん属植物、もちのき属植物、やなぎ属植物、ユーカリノキ属植物、よもぎ属植物、ラウアンドウラ属植物、ルピナス属植物及びわすれぐさ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの
(略)		

別表八（第三十五条の十二関係）					三十七 インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、マレーシア、イラン、イタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、ナリア諸島、セーシェル、チュニジア、モロッコ		（略）		マルウア・パルウイフロラ、みなとあかざ及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	
別表八（第三十五条の十二関係）					三十八～四十一 （略）		（略）		（略）	

別表八（第三十五条の十二関係）					三十七 インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、マレーシア、イラン、イタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、ナリア諸島、セーシェル、チュニジア、モロッコ		（略）		らし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	
別表八（第三十五条の十二関係）					三十八～四十一 （略）		（略）		（略）	

附 則
この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、別表二の二の改正規定中「フィリピン」を削る部分は、公布の日の翌日から施行する。

○農林水産省告示第九百八十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の第二の二の項の規定に基づき、平成二十三年三月七日農林水産省告示第五百四十二号（植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和七年六月二十三日

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

農林水産大臣 小泉進次郎

改 正 後			改 正 前		
一 (略)	二 植物防疫法施行規則別表一の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物は、次の表の一の項に掲げる有害植物（同表の二の項に掲げる有害植物を除く。）とする。	一 (略)	一 (略)	二 植物防疫法施行規則別表一の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物は、次の表の一の項に掲げる有害植物（同表の二の項に掲げる有害植物を除く。）とする。	一 (略)
二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害植物から除かれる有害植物			二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害植物から除かれる有害植物		
(一・二) (略)	(略)		(一・二) (略)	(略)	
(三) ウイルス (ウイロイドを含む。)	(略)		(三) ウイルス (ウイロイドを含む。)	(略)	
Grapevine leafroll-associated virus 3 (ブドウ葉巻随伴ウイルス3)			Grapevine leafroll-associated virus 3 (ブドウ葉巻随伴ウイルス3)		
Grapevine red globe virus (ブドウレッドグローブウイルス)			(新設) Grapevine rubusis stem piling-associated virus (ブドウステムピッティング随伴ウイルス)		
Grapevine rubusis stem piling-associated virus (ブドウステムピッティング随伴ウイルス)					

	Grapevine rupestris vein feathering virus <i>Grapevine Syrah virus 1</i> (略) <i>Citrus exocortis viroid</i> (カンキツエクソコーティスウイロイド) <i>Hop stunt viroid</i> (ホップわい化ウイロイド) (略)
	(新設) (新設) (略) <i>Citrus exocortis viroid</i> (カンキツエクソコーティスウイロイド) (新設) (略)